



昨年十月十九日倫敦ニ於キ  
 マシテ一方帝國大使ト他方  
 英國外務大臣及英京駐劄  
 露佛兩大使トノ間ニ倫敦  
 宣言加入ニ關シ交換セラレ  
 タル公文書ヲ同十一月二日樞  
 密院通常會ニ於テ報告イ  
 タシマシタル際樞密顧問官  
 ヨリ樞密院官制第六條第  
 四項ヲ指摘セラレマシテ本件  
 ニ關シ内閣ガ御諮詢奏請ノ  
 手續ヲ履マ無カッタコトヲ  
 批難セラレ其際本大臣及



四項ヲ指摘セラレマシテ本件  
ニ關シ内閣が御諮詢奏請ノ  
手續ヲ履マ無カッタコトヲ  
批難セラレ其際本大臣及  
外務大臣ヨリ事情ヲ説明  
スル所ガアリマシタガ議纏ル  
ニ至ラズシテ閉會ヲ告ゲ次  
デ昨年十一月三十日倫敦ニ  
於テ伊國政府ガ倫敦宣言  
ニ加入スル為メ日英露佛伊  
五國政府代表者ノ調印  
イタシマシタル宣言ニ關シ外  
務大臣ハ翌十二月一日樞密  
院臨時會ニ於テ同宣言書  
ニ關スル談判ノ實情之ガ發  
表期日ニ關スル日伊西政府

務大臣ハ翌十二月一日樞密  
院臨時會ニ於テ同宣言書  
ニ關スル談判ノ實情之が發  
表期日ニ關スル日伊西政府  
見地ノ相違等ヲ報告イタ  
シマシタ而シテ本件ハ調印  
前ニ御諮詢ノ餘間全然  
之ナカリシモノデアリマシテ  
事實已ムヲ得ザルニ出デタル  
モノデアルコトヲ諒兼セラレタ  
イノデアリマス

爾來内閣ハ本問題ニ關シ  
マシテ慎重審査ヲ遂ゲタル  
所昨年十月十九日倫敦ニ  
於テ帝國大使ト英佛露  
三國政府代表者トノ間ニ

爾來內閣ハ本問題ニ關シ  
マシテ慎重審査ヲ遂ゲタル  
所昨年十月十九日倫敦ニ  
於テ帝國大使ト英佛露  
三國政府代表者トノ間ニ  
公文交換ノ方法ヲ以テ行ハ  
レタル倫敦宣言加入ノ件ノ  
如キハ其内容ニ於テ重要  
ノ國務ニ屬シ又文書交換  
前御諮詢ヲ經ルノ時日無  
カツタ譯デモアリマセ又然  
ルニ内閣ニ於テ御諮詢奏請  
ノ手續ヲ履マ無カツタノハ  
今ニ至テ遺憾トスル所デ  
御座リマス  
只今述ベマシタコトニ付テハ

如キハ其内容ニ於テ重要  
ノ國務ニ屬シ又文書交換  
前御諮詢ヲ經ルノ時日無  
カツタ譯デモアリマセ又然  
ルニ内閣ニ於テ御諮詢奏請  
ノ手續ヲ履マ無カツタノハ  
今ニ至テ遺憾トスル所デ  
御座リマス

只今述べマシタコトニ付テハ  
政府ハ上裁ヲ仰キマシテ  
此ニ之ヲ言明スルモノデ  
アリマス

徳川大正  
倉庫書子  
行



